

## オークション等利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社むつざわゴルフパーク（以下「当社」といいます。）が開催する国内男子ツアー前澤杯（以下「本大会」といいます。）における観戦チケット、プロアマチケット及び選手指名権のオークション（以下「オークション」といいます。）の取引等についての詳細を定めるものです。観戦チケット、プロアマチケット及び選手指名権の購入希望者その他本規約において適用の対象とされる者（いずれも法人を含みます。以下同じです。）は、本規約を遵守しなければならないものとし、観戦チケット、プロアマチケット及び選手指名権の購入に関する契約の締結をもって、本規約に同意したものとみなします。

### 第1条（本サービス）

1. 「前澤杯 MAEZAWA CUP 2025」サイトとは、プロアマチケット及び選手指名権の購入にかかる機会を提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）です。
2. 本大会のチケット規約や取引条件は本サイト上にも詳しく記載されていますので必ずご確認ください。これら当社所定のルールについても本規約の一部を構成し、これらに違反した場合には、違反行為者とみなします。

### 第2条（定義）

本規約において、用語の定義は、別途定義されている場合を除き、以下のとおりとします。

- (1) 「本サイト」とは、当社が開催する本大会に関し、観戦チケット、プロアマ大会の参加券及び選手指名権の購入を行うことができるサイトをいいます。
- (2) 「本規約等」とは、本規約並びに当社及び本大会が定めるルール（一般社団法人日本ゴルフツアー機構が定めるジャパンゴルフツアー・トーナメント規程を含む。）をいいます。
- (3) 「観戦チケット」とは、本大会の観戦チケットをいいます。
- (4) 「プロアマ大会」とは、本大会期間中に開催されるプロゴルファーとアマチュアの方が一緒にプレーするプロアマ戦をいいます。
- (5) 「プロアマチケット」とは、プロアマ戦への参加券をいいます。
- (6) 「選手指名権」とは、プロアマ大会への参加券購入者が一緒にプレーするプロゴルファーを指名できる権利をいいます。なお、選手指名についてはオークション入札方式を適用します。
- (7) 「申込者」とは、第4条に従って利用登録を行い、本サービスにおいて観戦チケット、プロアマチケット及び選手指名権の購入申込みをする者をいいます。

- (8) 「購入者」とは、観戦チケット、プロアマチケット、選手指名権を購入した者をいいます。
- (9) 「参加者」とは、購入者がプロアマ大会に参加することをあらかじめ承認した者をいいます。
- (10) 「同伴者」とは、プロアマチケット、選手指名権を購入した者が参加日当日に同伴することをあらかじめ承認した者をいいます。
- (11) 「利用者」とは、申込者、購入者、参加者及び同伴者を総称していいます。

### 第3条（利用資格等）

本サイトを利用して観戦チケット、プロアマチケット及び選手指名権を購入する場合は、以下の利用資格を全て満たし、かつ、本サービスの利用期間中、これを継続して維持する必要があります。

- (1) お客様情報の登録を完了すること
- (2) 本規約等に同意し、これを遵守すること
- (3) 申込者となる者が日本国内にお住まいの、申込時点で18才以上の成人であること
- (4) プロアマ大会の購入者、参加者及び同伴者については当社が指定する本人確認書類に基づく本人確認を完了していること
- (5) 利用者となる者が成年被後見人、被保佐人又は被補助者のいずれかである場合、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ること

### 第4条（利用登録）

- 1. 申込者は当社に対し、当社が定める方法により利用申込みを行うものとします。
- 2. 利用申込み登録（以下「利用登録」といいます。）は、申込者が利用登録手続きを行った後、当社が参加承認を行った時点で完了します。申込者は、利用登録手続きの実施をもって本規約の内容を承諾したものとします。なお、利用登録及び参加登録にあたり、当社が指定する本人確認書類をご提出いただきます。
- 3. 申込者は、当社が申込者からの利用申込について以下の事由があると判断した場合、利用を承認しない場合があることにあらかじめ同意するものとします。なお、当社は申込者に対し、不承認の理由を説明する義務を負わないものとします。
  - (1) 利用登録の申込みに際して虚偽の事項を届け出た場合
  - (2) 本規約等に違反したことがある者からの申込みである場合
  - (3) 未成年である場合
  - (4) 成年被後見人、被保佐人又は被補助者のいずれかであり、法定代理人の同意等を得ていなかった場合

- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当する場合又は反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等何らかの交流若しくは関与を行っている場合
- (6) その他当社が利用登録を相当でないと判断した場合

#### 第5条（プロアマチケットの購入）

1. プロアマチケットの購入を希望する場合、購入希望日を選択のうえ購入することができます。
2. プロアマチケットには、3名分の参加者招待権及び3名分の同伴者招待権が含まれるものとします。
3. プロアマチケットの購入者は、参加者及び同伴者をして本規約等に同意させるものとし、当該参加者及び同伴者の情報を登録することにより、当該参加者及び同伴者が本規約等に同意したことを保証するものとします。

#### 第6条（選手指名権のオークション）

1. 選手指名権のオークションは、本サイト上で買い受けの申出金額を競り上げていく方式により行われます。なお、オークションにおける買い受けの申出金額は、消費税額及び地方消費税額を含む価額で行われるものとします。但し、理由の如何を問わず、当社が買い受けの申出金額を相当と認めない場合は、当該買い受けの申出を採用しないことができるものとします。
2. 当社は、事前の通知なく、参加を予定していたプロゴルファーに関する選手指名権のオークションを撤回すること、参加枠（参加する日時）を変更すること、買い受けの申出期限を変更することがあります。
3. 共同名義にて1つの買い受けの申出をすることはできません。
4. 当社は、あらゆる買い受けの申出に対し、理由を告げずにこれをお断りすることができます。
5. 買い受けの申出は本サイト上でのみ行うことができ、以下の場合に失効します。なお、インターネット回線障害その他の理由の如何を問わず買い受けの申出を行えなかった場合でも当社は何ら責任を負いません。
  - (1) より高額の買い受けの申出があったとき
  - (2) いたずら目的での入札や運営を妨害する行為等であると当社が判断し、買い受けの申出を拒否したとき
  - (3) オークションを中断したとき
6. 買い受けの申出金額の撤回はできません。

7. 選手指名権オークションにおいて最高額の買い受けの申出をした購入希望者（以下、購入決定した者を「落札者」といいます。）と当社との間で、入札期限の到来をもって当該価額（以下「落札価額」といいます。）にて選手指名権に関する売買契約が成立するものとし、必ず当社指定の支払方法にて支払期日までに支払うものとしします。
8. 前項にもかかわらず、当社が定める支払期限までに落札者が落札価額の支払いを完了しない場合、又は第4項に基づき当社が落札者として相当でないと判断した場合、当社は次順位の買い受けの申出をした購入希望者を落札者として決定することができるものとしします。
9. 落札者が確定した場合、当社は速やかにその旨を落札者に通知します。
10. 当社は、個人情報を排除する形でオークションにおける入札状況や落札価額を公表することができるものとしします。
11. 選手指名権オークションにおいて落札できなかった場合、かつプロアマ大会における選手とのラウンド枠に余裕がある場合、当社は落札できなかった購入希望者に対してプロとのラウンドを打診し同意した者に対してプロアマ大会への参加を認めることができるものとしします。なお、その場合プロアマチケット代金のみを要するものとしします。

#### 第7条（落札価額の支払い）

落札者は、落札価額及びプロアマチケットの代金（以下総称して「落札価額等」といいます。）を当社指定の支払方法に基づき当社指定の支払期日までに当社に支払うものとしします。なお、振込手数料は落札者負担としします。

#### 第8条（落札者の債務不履行）

落札者が支払期限までに落札価額等を支払わないときは、次の各号の定めに従うものとしします。

- (1) 落札価額の未払残金について年14.6%の遅延損害金を支払わなければならないものとしします。
- (2) 落札者が落札価額等を支払期日までに支払わない場合、当社は催告を要することなく売買契約を解除することができるものとしします。なお、当社が落札者に通知（電子メールを含みます。）を発信した時点で売買契約は解除されたものとしします。
- (3) 前号により落札者との間の売買契約を解除した場合、当社は次順位の買い受けの申出をした購入希望者を落札者として決定することができるものとしします。
- (4) 第(2)号に基づく落札者の支払遅滞による解除時において、当社は落札価格等相当額をキャンセル料として請求することができるものとしします。

- (5) 万が一、解除された旧落札者が支払期日を経過して落札価格等を支払った場合、当社は当該払込金額を旧落札者に返金するものとします。

#### 第9条（チケット）

1. 観戦チケットの発行・発送については、各チケット販売サイトをご参照ください。
2. 購入したプロアマチケット（参加者及び同伴者のチケットを含む。）は、購入者が登録した email アドレスに送信する方法にて送達するものとします。なお、登録情報に誤りがあった場合、インターネット回線障害その他当社の責めに帰すべき事由なくチケットが送達できない場合は、当社は一切の責任を負いません。

#### 第10条（本人確認）

1. プロアマチケットの購入者、参加者及び同伴者については、あらかじめ登録が必要であり、当社所定の本人確認プロセスにおいて当社が指定する本人確認書類の提出を要するものとします。
2. 本人確認が完了したプロアマチケットの購入者、参加者及び同伴者は、当日チケット及び本人確認書類を提示することで来場することができるものとします。なお、提示書類に不備がある場合（本人確認が完了していない場合を含みます。）、又は事前の登録がない方の入場・参加はできないものとします。

#### 第11条（留意事項）

1. 利用者は、本大会に自己の責任において参加し、ゴルフ競技に内在するリスク（打球時の接触、流れ玉による事故、競技中の体調不良、風向きや天候の急変、その他自然現象及び予期せぬ事態を含みます。）は自らが負担することを十分に理解し、これを承諾した上で参加するものとします。公共交通機関や公共の道路事情による遅刻や事故、並びに、本大会コース敷地内及び駐車場、進入路における事故、盗難、怪我、疾病、紛失及び破損についても当社及び本大会関係者は一切責任を負いません。
2. 当社又は本大会関係者は、悪質と判断した場合、著しいマナー・エチケット違反を順守できない者に退場、出場停止を命ずる権限があるものとします。
3. プロアマチケットを購入した者のうち選手指名権を購入しなかった者については、当社が決定したプロゴルファーと共にプレーするものとします。
4. 当社は、悪天候や災害により本大会のプレー順及びスタート時間を変更することができるものとします。
5. プロアマ大会の参加者には、賞金、賞品その他の金銭又は物品の提供は一切行われません。

## 第12条 (返金)

1. 購入済みのプロアマチケット及び選手指名権のお客様のご都合によるキャンセル及び返金はできません。当社は、次項で定める場合を除き、購入者が支払ったプロアマチケット及び選手指名権の購入金額について返金を行わないものとします。なお、観戦チケットに関するキャンセル及び返金について各観戦チケット販売サイトの規約が本規約と併せて適用されますので、これらをご参照ください。
2. 前項に基づく当社による返金ルールは以下のとおりとします。
  - (1) 悪天候や天災等を理由に当社の判断により、購入いただいた日程の大会が中止となった場合  
購入者が支払った①観戦チケット、②プロアマチケット、③選手指名権の購入代金相当額を購入者の指定する銀行口座に返金します。
  - (2) 理由の如何を問わず、観戦チケットの購入者に関し、購入いただいた日程当日において当社の判断によりプレー開始後に9ホール消化せずに中止となった場合（ラウンド開始時間が遅れた場合や日没により途中でプレーを終了した場合も含む。）  
返金方法については、各観戦チケット販売サイトにてご確認ください。
  - (3) 理由の如何を問わず、プロアマチケットの購入者又は/プロアマチケット及び選手指名権の購入者に関し、購入いただいた日程当日において当社の判断によりプレー開始後に9ホール消化せずに中止となった場合（ラウンド開始時間が遅れた場合や日没により途中でプレーを終了した場合も含む。）  
購入者が支払ったプロアマチケット又は/及び選手指名権の購入代金相当額を購入者の指定する銀行口座に返金します。
  - (4) プロアマチケットのみを購入、又はプロアマチケット及び選手指名権を購入したものの、ラウンドするプロゴルファーが欠場した場合  
選手指名権を落札済の場合、当社から購入者に対して代替選手の提案を行い、ご了承いただいた場合は、選手指名権の購入代金相当額を購入者の指定する銀行口座に返金します。なお、プロアマチケットのみを購入した購入者が代替選手にご同意された場合、返金は発生しないものとします。  
代替選手とのラウンドをご希望されない購入者に対しては、プロアマチケットのみを購入された方についてはプロアマチケット購入代金相当額を、プロアマチケット及び選手指名権を購入した方については、プロアマチケット及び選手指名権の購入代金相当額を購入者の指定する銀行口座に返金します。

## 第13条 (禁止事項等)

1. 当社は、本サービスの利用及び本大会参加に際して、以下の行為を禁止します。

- (1) 本規約等に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- (2) 当社所定のコース・会場に関する規定（ドレスコードを含む。）に違反する行為及び以下に定める物品を事前の許可なく持ち込む行為
  - ・危険物（ドローン、自撮り棒、花火・火薬類、ナイフなど）
  - ・競技に支障や妨害をするおそれがあるのもの（ペット（介助動物を除く）、レーザーポインター、拡声器、太鼓、ホイッスルなどの競技に支障や妨害をするおそれがあるもの）
  - ・宣伝を目的とした広告物（ポスター、プラカード、のぼり、旗などの宣伝を目的としたものなど）
  - ・個人輸送機器（バイク、自転車、三輪車、スケートボード、電動スクーターなど）
- (3) 当社又は第三者の著作権、商標権、特許権、実用新案権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (4) 当社、当社関係者、同伴競技者など本大会関係者又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- (5) 差別的な言動やそれに類する行為
- (6) 飲酒をした状態など観戦又は競技参加に悪影響を及ぼす、又は品位を損なう行為
- (7) 購入した観戦チケット、プロアマチケット及び選手指名権資格の売買、その他類似行為
- (8) 当社の許諾を得ずに自己又は第三者の商品やサービスの広告・宣伝・誘導を目的とする行為
- (9) 当社又は第三者に不利益を与える行為
- (10) 公序良俗、その他法令に違反する行為又は犯罪に結びつく行為及び当該行為を勧誘・幫助・強制・助長する行為
- (11) 反社会的勢力等に利益を提供し、又は便宜を供与する行為
- (12) 事実に反する情報を流布する行為
- (14) 本サービスの利用又は本大会の運営を妨害する行為
- (14) 第三者になりすまして、本サービスを利用する行為や本大会に参加する行為
- (15) 本サービス上のコンテンツの著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為（配信コンテンツを複製、改変、公衆送信、送信可能化、アップロード、レンタル、上映又は放送する行為がこれに該当しますが、これに限られるものではありません。）
- (16) 当社コンテンツに施された技術的保護手段を回避する行為
- (17) 本サービスにより提供される情報を改ざん・消去する行為
- (18) 当社のサーバーに過度の負担を及ぼす行為

- (19) 本サービスに接続されている他のコンピューター・システム又はネットワークへの不正アクセスを試みる行為
  - (20) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用し、若しくは提供する行為、又はこれらの行為を推奨する行為
  - (21) 本サービス又は本サービス上で使用されているソフトウェアをリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブルする行為
  - (22) 本サービスの他、当社の運営するサービス・事業を妨害する行為
  - (23) 前各号に定める行為を助長する行為
  - (24) 前各号に定める行為と疑われる行為
  - (25) その他、当社が不適切と判断した行為
2. 前項各号の禁止事項に該当するか否かについては、当社の裁量により判断することができるものとします。

#### 第14条（掲載と肖像の権利）

- 1. 本大会における購入者、参加者及び同伴者による撮影及びSNS等への掲載は、本大会が定めるルールによるものとします。
- 2. 本大会における参加者及び同伴者は、当社及び本大会関係者に対し、本大会中に撮影・録画される自己の肖像、音声、パフォーマンス、氏名・年齢を、無報酬及び無期限で一切の利用（インターネット、新聞、雑誌、広報誌、テレビ及び各種SNSにおける配信、放送、公開、編集、改変、派生著作物の作成を含みます。）をする権利を付与するものとします。

#### 第15条（反社会的勢力の排除）

- 1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 取引に関して脅迫的な言動をする又は暴力を用いる行為
    - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
    - (5) その他前各号に準ずる行為
  3. 当社は、利用者が前二項の定め違反した場合、又は違反していると合理的に疑われる場合には、何らの催告を要せず、当該違反者との契約の一部又は全部を直ちに解除することができます。なお、当社は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、該当違反者に対して何ら説明又は開示する義務を負わないものとします。
  4. 前項に基づき解除した場合、当社は、第1項又は第2項に違反した利用者に対して、その名目の如何を問わず何らの金員の支払義務を負担しないものとし、当社が損害を被った場合、違反者は当社が被った損害を賠償する義務を負うものとします。

#### 第16条（本サービスの停止、変更、終了）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供をいつでも停止することができるものとします。
  - (1)本サービスに係るシステムの点検又は保守作業等を行う場合
  - (2)システム、通信回線等が停止した場合
  - (3)地震、落雷、火災、風水害、停電等の天災事変その他非常事態の発生した場合
  - (4)その他、当社が本サービスを停止することが必要であると判断した場合
2. 当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、又は本サービスの提供を終了することができるものとします。なお、当社が本サービスを停止、変更又は終了する場合、利用者に対して可能な限り事前に通知するよう努めますが、緊急の場合等、事前に通知ができないこともありますのであらかじめご了承ください。

#### 第17条（免責）

1. 当社の債務不履行又は不法行為に基づき利用者が発生した損害に関して当社が損害賠償責任を負うときは、当該債務不履行又は不法行為が生じた月において、当該利用者に生じる利用料金の額（利用料金が発生していない利用者の場合は100万円）を

損害賠償額の上限とします。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

2. 前項にかかわらず、本サービス又は本大会に関する当社と利用者との間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約に該当しない場合、当社は、本サービスの利用又は本大会の参加に起因して利用者に生じたあらゆる不利益又は損害について、利用者に対して何らの義務も責任（損害賠償責任を含みます。）も負わないものとします。

#### 第18条（損害賠償）

利用者の行為（利用者の行為が原因で生じたクレーム等を含みます。）に起因して当社又は本大会関係者に損害が発生した場合、当社又は本大会関係者は利用者に対し、当該損害の全額（当社が負担する弁護士費用を含みます。）を賠償請求できるものとします。

#### 第19条（個人情報の取扱い）

当社は、利用者が本サービスを利用又は本大会に参加する際に当社に対して提供する個人情報を、当社の「プライバシーポリシー」の規定に則り、取扱うものとします。なお、本条において個人情報とは、「個人情報保護に関する法律」に定められる個人情報をいいます。

#### 第20条（本規約の変更）

1. 当社は、当社が必要と判断した場合には、本規約を、あらかじめ利用者の同意を得ることなく変更することができるものとします。
2. 変更後の本規約については、本サービス上への表示その他適切な方法により、変更後の本規約の内容及びその効力発生日を利用者に周知するものとし、また、当該効力発生日に効力を生じるものとします。本規約変更後に、利用者が本サービスを利用又は本大会に参加した場合には、利用者は変更後の本規約の内容を承諾したものとみなします。

#### 第21条（当社からの通知）

1. 当社から利用者への連絡事項については、各人が登録したメールアドレス及びLINE等を通じて連絡又は通知を行います。
2. 利用者は、前項のメールアドレスに変更がある場合、直ちに所定のページにて変更手続きをするものとします。
3. 利用者が前項に定める変更手続きを怠ったことにより、利用者に損害が生じたとしても、当社は何らの責任を負わないものとします。

#### 第22条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、本規約に基づく全ての契約について、その契約上の地位及びこれにより生じる権利義務の全部又は一部を、当社の書面による事前の承諾なく第三者に対し譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできないものとします。

#### 第23条（分離可能性）

本規約のいずれかの規定が利用者との本規約に基づく契約に適用される関連法令に反するとされる場合、当該規定は、その限りにおいて、当該利用者との契約には適用されないものとします。但し、この場合でも、本規約の他の規定の効力には影響しないものとします。

#### 第24条（準拠法、裁判所）

1. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。
2. 当社、利用者は、本規約に関し、当社と利用者との間で生じた紛争の解決について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることをあらかじめ合意するものとします。

2025年3月1日 制定